

やまと文化の森だより 企画展のご案内

好評開催中!! (最終日は 15:00 までの展示です)

11月の展示 (11/2 ~ 11/26)

○第3回 藤川道博作品展 (SDGs 関連朗読展) (10/4 ~ 11/26)

○第4回 おたっしゃ作品展 (11/2 ~ 11/26)

11/19 明美 & シスターズダンス 10:00 ~
詩吟 11:00 ~
男成神社少女神楽 13:00 ~

各種ワークショップ開催! 【事前予約制】

11/12 竹人形づくり講座 (10:00 ~ 参加費 300 円)
11/23 こでまりづくり講座 (10:00 ~ 参加費 300 円)
ペットボトルキャップで麦わら帽子飾り講座 (13:00 ~ 参加費 100 円)
11/26 しめ縄づくり講座 (10:00 ~ 参加費 500 円)

○刀剣展示「町指定有形文化財 刀 無銘」(11/1 ~ 11/26)

12月の展示

○第4回クリスマスツリーコンテスト (12/1 ~ 12/24)

金・土曜日は 19:30 まで夜間開館を行います。

○第3回バイオリン & チェロとまじかどピアノ
ハッピークリスマスコンサート (12/24)

開場 13:30 開演 14:00 入場無料

問合 山都町下市 16 番地 ☎ 72-9400 開館時間 9:00 ~ 17:00 入館無料
休館日 毎週月曜日 (月曜日が祝日又は振替休日の場合は次の平日)、年末年始等



山の都地域しごとセンター通信vol.69

空き家の管理できていますか?

空き家をそのまま放置しておくと、劣化が早く進みます。倒壊や不法投棄、不審者による窃盗や放火などのおそれもあります。空き家を所有している方は、管理責任を問われる可能性があります。通潤橋の国宝指定や山都通潤橋 IC の開通等に伴い、人の出入りが多くなることが予想されますので、改めて所有されている空き家の管理についてお考え下さい。

- ①定期的に換気、草木の手入れ、ポストや家財の整理をしましょう。
- ②相続が発生したら速やかに建物の登記手続きをしましょう。
- ③地域の方と連絡先を確認し、異常があれば連絡が取れるように努めましょう。
- ④空き家の利活用促進のために、空き家バンク制度への物件登録もご検討下さい。

問合 空き家や移住・定住に関するお問い合わせは、お気軽にどうぞ。
山の都地域しごとセンター ☎ 72-9111 e-mail:yamato.shigotocenter@machi-y.jp

空き家の管理はしっかりと!



わたしたちの人権

224

誰もが人間として生きていくうえで
侵すことのできない当然の権利
これが『人権』です

人権作文の紹介 (令和四年度)

今月は、矢部高校 一年(当時)
井上真希さんの作文をご紹介します。

将来の事について

皆さんには将来なりたい職業がありますか? 私は、国際的に働ける事に就きたいと思っています。国際的な仕事の中でも、NPOやNGO、ユニセフ、国連などの国際機関で働きたいと思っています。国際機関のスタッフは、世界各地に広がる多様な社会問題に取り組んでいます。その中でも、私は国際的な平和活動と安全の維持、生活水準の向上及び人権の推進、環境と難民の保護などの発展途上国の子供達を助けられるような取り組みに興味を持ちました。その主な取り組みについて調べていく中で、私はある言葉を目にしました。それは『アジア差別』という言葉です。



皆さんはアジア差別についてなにか知っていますか? 最近ではアジア差別という言葉をよく聞くようになりました。私は言葉は聞いたことがありませんが、実際アジア差別というものはどんなものか、どのくらい起きているのかなどしっかりと知りませんでした。アジア差別とは名前の通りアジア系の人々が差別されることです。とくに、コロナ禍の影響で増えています。アメリカニューヨークではアジア系の人々への暴力事件が前の年の4.6倍に増えたそうです。このような、差別が少しでもなくなっていくと良いと思います。

また、これまでたくさんの人権学習をしてきた中で色々な差別について学んできました。その中でも私は、部落差別についての学習が印象に残っています。その時、差別について学んでもどこか昔のような気がしていたけど、家でその話になったときに両親に山都町にもそういう

場所があると知られて驚いたからです。また、最近ではSNSでも面白い人がいたりする事を知って、差別のことをきちんと学んでいなかったり、自分が体験したことがないからやってしまうことなんだろうなと思っていました。私は、『差別について知る、知ろうとする力』『どんな事が差別につながるのか考える力』『差別を見逃さない力』『学んだことを忘れないこと』を身につけていくことが大切だと思っています。そのために、人権学習のときしっかりと話を聞

自分の人権を守り
他人の人権を守る
責任ある行動を



©2010 熊本県くまモン

全国一斉「女性の人権ホットライン」 強化週間について

女性に対し、夫・パートナーからの暴力やストーカーなどの事案が、依然として数多く発生しています。これらの女性をめぐる様々な人権問題の解決を図るため、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間が実施されます。

記

1 実施日時等

- (1) 期間 11月15日から21日までの7日間
- (2) 時間 8時30分~19時まで

ただし、土曜日・日曜日は10時~17時まで

2 「女性の人権ホットライン」専用相談電話

ゼロナナゼロのホットライン
0570-070-810

3 相談担当者

人権擁護委員、法務局職員

4 相談内容

夫、パートナーからの暴力(DV)、ストーカー行為による被害、職場等におけるセクシャル・ハラスメント等、女性をめぐる様々な人権問題

5 その他

相談内容についての秘密は厳守します。

なお、熊本地方法務局では、本強化週間にかかわらず、月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分まで、同じ専用相談電話で相談を受け付けています。